

令和2・3年度石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請要領 (本登録)

1 申請者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 令和2年4月1日時点において、1年以上の営業経験を有し、かつ、課税対象者については、申請日前の直近1年分の納税証明書の提出が可能であること。
なお、本社以外の営業所・支店等に委任して申請する場合は、委任先がこれらの資格を満たしていること。
- (3) 所得税、法人税、消費税、地方消費税、事業税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (4) 石巻市と契約する営業所・支店等については、本社（本店）を含めてどこか1つの営業所・支店等での登録になる（複数の営業所等の登録不可）。よって、登録を希望する営業所・支店等は、登録希望業種に応じ、関連する資格証明等を受けていること。
- (5) 承認を受けようとする営業に関し、法律上資格・免許等を必要とする業種については、その資格・免許等を有していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が、その役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与しており、適正な競争を妨げるおそれがあると認められるものでないこと。

2 申請書受付期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月14日（金）まで

※ **令和2年2月14日（金）17時まで 石巻市総務部管財課 必着のこと。**

※ 発送日にかかわらず、受付期間最終日の17時を過ぎて石巻市総務部管財課に到着したものは受け付けませんので、早めに発送してください。到着に関するトラブルには対応できません。

3 申請方法

郵送（輸送）のみの受付とします。「一般書留」「簡易書留」「特定記録」「宅配便」など、到着日時が確認できる方法としてください。ただし、信書便取扱いのものに限ります。なお、持参による申請は受け付けません。

【送付先】

〒986-8501 石巻市穀町14番1号
石巻市総務部管財課契約グループ

- ※ 不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。
石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）
- ※ 物品購入については「入札参加資格申請書類（物品）在中」と、役務提供については「入札参加資格申請書類（役務）在中」と、封筒（A4判のフラットファイルが入るもの）にそれぞれ**朱書き**してください。
- ※ 物品購入と役務提供の両方を申請する場合は、申請書を両方作成するとともに、**それぞれ別便で送付**してください。
- ※ **申請書受理票は、発行しません。**申請書が当市に配達されたか確認する場合は、各申請書類等の送付を依頼した会社のホームページで検索するか、又は依頼した会社へお問い合わせください。

合わせください。

4 申請書の提出部数

1部とします。

5 競争入札参加資格承認書の交付

資格審査の結果、適格と認めた場合は、競争入札参加資格承認簿に登録し、競争入札参加資格承認書を3月下旬に交付する予定です。

6 資格の有効期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間とします。

7 提出書類等（詳細は、3ページから5ページまでに記載）

- (1) 謄本及び各種証明書類（写しを含む。）は、全て申請日から遡って3か月以内に発行されたものに限ります。
- (2) 様式1から様式3までの記載に当たっては、6ページ以降の「令和2・3年度石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請書類作成要領」を御覧ください。
- (3) **押印は朱肉を使用したもの**とし、浸透印（シャチハタ等）は使用しないでください。

8 注意事項

この申請は、競争入札に参加する資格を得るためのものであり、競争入札参加資格承認書を交付されても、指名競争入札等において必ず指名されるわけではありませんので、御承知願います。

9 有資格業者名簿の公表

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定を準用し名簿を公表します。

また、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書等は、石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定に基づく請求があった場合には、公開することがあります。申請書等に記載された個人に関する情報は石巻市の入札契約事務のために収集するものです。個人に関する情報を記載する書類の提出に当たっては、使用目的を本人に伝え、その承諾を得てから申請をしてください。

10 営業内容等の確認について

新規に登録申請される方等、営業内容を確認する必要があると認められる場合は、上記7の提出書類等のほかに、営業所の状況や事業概要等を記載した書類の提出を求める場合があります。

11 その他

不明な点がありましたら、次の連絡先にお問い合わせください。

石巻市総務部管財課契約グループ 電話0225-23-6611・6612（直通）

区分	No.	提出書類	説明等	
市内・市外業者共通	1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （物品購入・役務提供）	・様式1	
	2	物品	物品業種コード表	・様式2
		役務	役務業種コード表	・様式3
	3	法人	登記事項証明書（商業登記簿謄本等）又はこれの写し	・法務局発行
		個人	身分（身元）証明書又はこれの写し	・申請者の本籍地の市区町村発行
	4	法人	印鑑証明書又はこれの写し（実印）	・法務局発行
		個人	印鑑登録証明書又はこれの写し（実印）	・市区町村発行
	5	石巻市競争入札参加資格審査申請委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定様式 ・行政書士等が代理申請する場合に提出すること。 ・本委任状については、本要領公表後（本公告日以後）に発行されたものを提出すること。 	
	6	委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定様式（使用印鑑届と兼用） ・契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合のみ提出すること。 <p>なお、委任により申請する場合、法律により営業所、支店等ごとに登録を受ける必要のある業種については、当該営業所、支店等がその登録を受けていることが必須です。</p>	
		使用印鑑届	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定様式（委任状と兼用） ・使用印は、役職名又は氏名等が表示されたものに限る。ただし、法務局に提出した印は、この限りでない。 	

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通	7	納税証明書又はこれの写し ①国税 ②都道府県税 (法人事業税) ③市区町村税	<ul style="list-style-type: none"> ①については、法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日時点において取得できる最新年度分の法人市区町村民税及び固定資産税（該当しない場合は不要）に係る市区町村長発行の証明書 <p>なお、納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の法人市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</p> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が令和2年3月2日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に令和元年度分を完納している場合は、令和元年度の納税証明書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約行為等を本社以外の営業所、支店等に委任して申請する場合は、委任先の所在地の都道府県税及び市区町村税の証明書を提出すること。 <p>例：本社が東京にあり、仙台支店に委任する場合 国税－東京都所轄税務署、県税－宮城県、市税－仙台市</p> <ul style="list-style-type: none"> ③について、未納がないことの証明書が発行できる自治体については当該証明書でも可とする。
		納税証明書、非課税証明書又はこれらの写し ①国税 ②都道府県税 (個人事業税) ③市区町村税	<ul style="list-style-type: none"> ①については、所得税、消費税及び地方消費税について未納がないことが確認できる税務署長発行の証明書 ②については、申請日までに納期限が到来した都道府県税に係る徴収金について未納がないことが確認できる都道府県税事務所長発行の証明書 ③については、申請日時点において取得できる最新年度分の市区町村民税、固定資産税（該当しない場合は不要）及び国民健康保険税に係る市区町村長発行の証明書 <p>なお、納期限未到来の場合は前年度の証明書を提出すること。ただし、前納等で最新年度分の市区町村民税等を完納している場合は、最新年度分の証明書を提出すること。</p> <p>例：石巻市における固定資産税の場合 最終納期（第4期）納期限が令和2年3月2日のため、本申請時には納期限が未到来となっているが、既に令和元年度分を完納している場合は、令和元年度の納税証明書を提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ③について、未納がないことの証明書が発行できる自治体については当該証明書でも可とする。

区分	No.	提出書類	説明等
市内・市外業者共通	8	各資格・免許等の写し	<ul style="list-style-type: none"> 承認を受けようとする業種に関し、法律上資格・免許等を必要とする場合提出すること。 別紙「希望する物品（役務）業種に関連する資格証明等（登録証明書・許可証等）の例」を参照すること。
	9	事業協同組合等構成員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）により設立された事業協同組合、企業組合及び協業組合に該当する場合のみ提出すること。
	10	提出書類チェック表	<ul style="list-style-type: none"> 別添1（申請者が記載）
	11	競争入札参加資格申請入力票	<ul style="list-style-type: none"> 別添2（申請者が記載） 申請書等について説明のできる方の名刺1枚を「担当者名刺貼付欄」に貼ること。
	12	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 長3封筒に84円切手を貼り、返信先の住所及び宛名（御中、様等まで）を記載すること。
13	フラットファイル	<ul style="list-style-type: none"> 物品購入：黄色のA4判縦型のフラットファイル 役務提供：緑色のA4判縦型のフラットファイル ※表紙及び背表紙に商号又は名称を記載すること。 	

上記書類1から9までの順に、上記**13の物品購入は黄色の、役務提供は緑色のA4判縦型のフラットファイルに綴り込み、表紙及び背表紙に商号又は名称を記載**してください。

上記書類10から12までについては、ファイルに綴り込まないで送付してください。

また、そのうち10、11は、ファイルに綴り込めるように、**2穴パンチ**してください。

なお、ファイルはエコロジー商品を用い、とじ具は樹脂製又はポリスチレン製のものを使用してください。

※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求することができます。

詳しくは、国税庁ホームページを御覧ください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

令和2・3年度石巻市物品購入・役務提供競争入札参加資格審査申請書類作成要領
(本登録)

1 申請書類の記載事項の基準日

申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とする。ただし、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とする。

2 申請書(様式1)の作成方法

(1) 様式上、「※」に該当する項目については、記載しない。

(2) 「01 新規・更新の別」欄には、該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付す。
申請時点で当市の競争入札参加資格承認簿に登録されている者が、引き続き資格を得るために申請する場合は「更新」、その他の場合には「新規」とする。

(3) 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の年月日及び番号を記載する。

なお、官公需適格組合証明を受けていない場合は、記載しない。

(4) 「07 本社(店)住所」から「14 メールアドレス」までの各欄は、次により左詰めで記載する。

① フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱う。

なお、「07 本社(店)住所」欄の都道府県名及び「08 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しない。

② 「07 本社(店)住所」欄での丁目、番地は、商業登記簿謄本に記載されているとおり記載する。ただし、商業登記簿謄本上の住所と営業上の住所が異なる場合は、営業上の住所を記載する。

(例)

イ	シ	ノ	マ	キ	シ	コ	ク	チ	ヨ	ウ				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

宮	城	県	石	巻	市	穀	町	1	4	番	1	号		
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

③ 「08 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いる。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	一般財団法人	公益財団法人	一般社団法人	公益社団法人	合同会社
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(一財)	(公財)	(一社)	(公社)	(合)

(例)

ヒ	ヨ	リ	カ	・	オ	カ	シ	ヨ	ウ	カ	イ			
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--

(株)	日	和	が	丘	商	会						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

※特定非営利活動法人（NPO法人）は、略号を用いないで記載すること。

- ④ 「09 代表者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字空ける（代表者の役職については、フリガナの記載は不要）。

なお、印は実印（印鑑登録印）を押印する。

(例)

イ	シ	ノ	マ	キ		タ	ロ	ウ						
---	---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--

石	卷		太	郎										
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ⑤ 「10 担当者氏名」欄は、申請内容を把握している方（当市からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入する。

- ⑥ 「11 本社（店）電話番号」欄、「12 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「13 本社（店）FAX番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いない。

(例)

0	2	2	5	-	9	5	-	1	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑦ 「14 メールアドレス」については、当市からの種々の連絡に対応できるアドレスを記載する。支店・営業所等で入札参加登録を希望する場合は、そのアドレスを記載する。

なお、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載する。

- ⑧ 「15 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に記載し、当該欄には、「石巻市競争入札参加資格審査申請委任状」の受任者欄に押印した印と同一のもので押印する（代表者氏名欄への申請者の代表者印の押印は不要）。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要である。

- (5) 「16 参加を希望する事業」欄については、「物品購入」・「役務提供」のいずれか希望する方に○印を付す。

なお、「物品購入」・「役務提供」の両方を希望する者は、**それぞれ申請書類を提出する必要があるので注意**すること。また、この場合**それぞれ別便で送付**すること。

(6) 「17 製造・販売等実績高」の各欄については、次により記載する。

「①直前2年度分決算」、「②直前1年度分決算」及び「③直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、実績高を記載する（決算が1事業年度1回の場合には、「①直前2年度分決算」及び「②直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。）。

なお、「②直前1年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「①直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「③直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等については、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載する。

(7) 「18 営業年数」の欄には、物品業種コード表（様式2）又は役務業種コード表（様式3）に記載した競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間のうち、当該事業を中断した期間を排除した期間（1年未満切捨て）を記載する。

(8) 「19 総職員数」欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員の数に、法人にあつては常勤役員の数を含めたものを、個人にあつては事業主を含めたものをそれぞれ記載する。

なお、「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ、客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいうので注意すること（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務していることが必要であり、パートタイム労働者等は含まない。）。

3 添付書類の作成方法

物品業種コード表（様式2）及び役務業種コード表（様式3）

これらの様式については、様式中に示した記載要領に従って記載する。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品購入又は役務提供に係る契約のうち登録業種に係るものである。